

平成二四年一〇月一七日

大法廷判決

石川県選挙管理委員会

略

昭和二一 年七月四日生

最高裁判所判

平成

昭和四九年 四 四月 丸子小・中学校、長野県丸子町(現 司法研修所 民事弁護教官 経て、 弁護士登録 司法修習生 一橋大学法学部を卒業(昭和四四年) (東京弁護士会) 校、長野県立上田高等学校を(現在は上田市)生まれ。

三三年 二〇年 筑波大学法科大学院 山梨学院大学法科大学院 教授 司法試験 考查委員(民事訴訟法) 日本民事訴訟法学会 理事 教授

最高裁判所判事 中央大学法科大学院 客員教授

最高裁判所において関与した主要な裁判 二四年

平成二四年六月二八日

第一小法廷決定

るとした高裁判決を維持し、 らったという事件において、 工事受注の謝礼と知りながらゼネコン側に土地を買い取っても たために配置転換された事件において、 した高裁判決を維持し、 県のダム工事をめぐって、思うように土地で平成二四年一○月一五日(第一小法廷決定) 精密機器メーカーの社員が上司の不適切な行動を内部通報し 会社側の上告を棄却した(全員一致)。 思うように土地が売れない状況で いわゆる換金の利益は賄賂にあた 上告を棄却した(全員一致) 配置転換を無効と判断

をした (多数意見) なったいわゆる一票の格差裁判で、 平成二二年の参議院議員選挙が憲法違反かどうかが問 違憲状態であるという判 題と

財高裁の判決を維持し、上告を棄却した(全員一女)。機メーカーの著作権団体に対する補償金支払義務を否定した知機メーカーの著作権団体に対する補償金支払義務を否定した知 平成二四年一一月八日 第一小法廷決定

裁判官としての心構え

おいては、 さなもので、著名事件や大型事件を担当したことはありませんえています。東京の片隅に開設した法律事務所は弁護士一人の小者と一緒になって頑張ることが法律家としての大切な使命だと考 市民の悲鳴を聞き出すことに全力投球することが大切だと考えて れているのか、裁判を受ける権利は実質的に保障されているのかに当たってきました。その中で、市民は本当に法律によって守ら が、約三〇年、マチ弁としての誇りをもってコツコツと裁判実務 よる正義を実現するため、裁判記録の中から戦う武器を持たな 対等の原則は、さらに重要なことが分かります。 被疑者と、警察や検察官とを比較すれば、刑事事件における武器 対して「武器を持たずに戦え」というようなものです。 となり、 という疑問を感じていました。とくに情報が偏在している事件に いために紛争に巻き込まれたり、 ます。 悩み事や不安を解消 いる人々が大勢います。 中には法律という戦う武器を持たない人々、 法による正義が実現されます。そうでなければ、 私は、法という武器を使って、 平和な日常生活を取り戻すため、 不幸な立場に追い 裁判官は、法に 法律を知らな やられたり 依頼者 依 頼

- 員 地球の仲間がたくさんいることに気付きます ドウォッチング 近くの公園に行くと、 、(日本野鳥の会会と、自然の中には
- くと、モーツァルトさんが隣に座って話しかけてくれるから不 思議です モーツァルト (日本モーツァルト協会会員) 仕事で疲れたときなど、 ツァルトを聞



おか

略

昭和四九年 四三三月月月 慶應義塾大学法学部法律学科卒業東京都生まれ。 司法修習生 慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了

判事補任官 判事任官 東京地裁において勤務 大分地裁、 以後、 名古屋地裁、 東京家裁において勤務 札幌地家裁、

以後、 弁護士名簿登録(東京弁護士会) 判事依願退官 慶應義塾大学法学部、 日本大学法学

平成

五年

四月 六月

年

六一年

几

月

五一年

四月

同

年

東洋大学法学部教授 部等非常勤講師

四 四月

東洋大学専門職大学院法務研究科教授

四 四月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

一 一 九 六 九 年 年 年

二二年

最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判 平成二三年三月二三日

至っていたが、憲法上要求される合理的期間内における是正 式に係る部分は、憲法の投票価員の選挙区割りの基準のうち、 なされなかったとはいえない(多数意見) 員選挙区画定審議会設置法三条の定める衆議院小選挙区選出 平成二一年八月三〇日施行の総選挙当時において、 憲法上要求される合理的期間内における是正が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に 同条二項のいわゆる一人別枠方案の定める衆議院小選挙区選出議ン総選挙当時において、衆議院議

旗掲揚の下で国歌斉唱の際に起立して斉唱することを命じた職公立中学校の校長が教諭に対し卒業式又は入学式において国 務命令は憲法一九条に違反しない(多数意見、 平成二三年六月一四日 平成二三年七月一二日 第三小法廷判決 第三小法廷判決 補足意見付加)

意見) 示されていないから右特約は無効との反対意見を述べた(反対 る敷引特約について、多数意見は、消費者契約法一○条により 無効ということはできないとしたが、敷引金の具体的内容が明 消費者契約である居住用建物の賃貸借契約に付されたいわゆ

第三小法廷判決

診療部分に係る保険給付を求めることはできない(全員一致) 補足意見付加) である療法とを併用する混合診療における保険診療に相当する単独であれば保険診療となる療法と先進医療であり自由診療 平成二三年一一月一六日 平成二三年一〇月二五日 大法廷判決

平成二三年一二月一九日 裁判員制度は憲法三一条、 八〇条一項に違反しない(全員一致) 第三小法廷決定 三二条、 三七条一 項、 七六条

につき、幇助犯の故意が欠けるとして、被告人を無罪とした原害することを幇助したとして著作権法違反幇助に問われた事案 審を維持した(多数意見、 適法用途にも著作権侵害用途にも利用できるファイル 提供し、 ウィニーをインターネットを通じて不特定多数の者に公 正犯者がこれを利用して著作物の公衆送信権を侵 裁判長) 共有ソ

裁判官としての心構え

ります。 つつ、 見つめその事実に即した理論に依らなければならないと考えてお には、 複雑化し、 また、判断の結論が具体的妥当性を有するためには、事実を 大局的な視点が欠かせないということを日々感じていま程化し、変化の速い現代社会において、判断を誤らないため 一件一件事実に即した丁寧な判断を行って参りたいと思 先人の知恵を学び、大局的見地を見失わないよう心が

ています。 力を尽くして参ります。 最高裁判所は憲法判断の最終審であるという重大な職責を負っ その立場を深く自覚して見識ある判断を行うために全



最高裁判所判 事

四 四 神奈川大学法学部非常勤講師 弁護士登録(東京弁護士会) 及び中央大学法学部を卒業 内の

田和四五年 六三年 一 六 年 年 七四年年 四四四四四 兀 月月月月月月 司法研修所民事弁護教官 東京弁護士会副会長

平 成

月 月 東京弁護士会国際委員会委員長

東京都労働委員会公益委員 日本弁護士連合会綱紀委員会委員長

二〇年

外監査役なども務める。 法人理事、 特別危機管理銀行の業務監査委員、財

> 八年 七年 五年

六月

次長検事

八 四 月 月

広島高検検事長

九年一〇月

退官

二年二 月 最高裁判所判事

最高裁判所にお いて関与した主要な裁判 大法廷判決

加))。 はいえず、そ する状態に至 これによる選 ものというこ について、 平成二三年 平成二一年八月三〇日中平成二三年三月二三日 れらについて定める法律の規定は憲法に違反する っていたが、合理的期間内に是正されなかったと 一一月一六日 ことはできないとした(多数意見(補足意見付 挙区割りは、 わゆる一人別枠方式に係る選挙区割りの基準及び八月三〇日施行の衆議院小選挙区選出議員の選挙 いずれも投票価値の平等の要求に反 の衆議院小選挙区選出

れているから、裁判員制度は対 平成二四年 憲法は、 刑 四月二三日 事裁判における国民の司法参加を許容しており、 適正な刑事裁判を実現するための諸原則が確保さ 憲法に違反しないとした(全員一致) 第二小法廷判決

違法であると なされた事案 としたことに 元町長に対す くさずにその 平成二四年 多数意見が 対し、 る損害賠償請求権を放棄する旨の市議会の議決が の評価は免れ難い 議決が違法であるとする原審の判断に違法がある につき、考慮すべき諸事情につき十分な審理を尽 九月七日 住民訴訟の係属中にその対象とされている市 私は、全額を放棄する本件議決は原則的に 第二小法廷判決 との意見を述べた (意見)

とが許されな られるときで から、それに 平成二四年一〇月一七日 前科証拠は なければ被告人と犯人の同一性の証明に用いるこ いとした(全員一致) よって誤った事実認定に至るおそれがないと認め 実証的根拠の乏しい人格評価につながりやす 大法廷判決

五.

までの間にそ が生ずる程度 多数意見が、 するとの少数 とは国会の裁 いたというこ 平成二二年 の著しい不平等状態に至っていたが違憲に至って 意見を述べた(反対意見) 量権の限界を超えており、 の不均衡を定める法律の規定を改正しなかったこ とはできないとしたことに対し、 選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題 七月一一日施行の参議院議員通常選挙について、 この規定は憲法に違反 私は、 上記選挙

裁判官として心

て、あるいは、められますが、 が重く、しばしず 最終審、 裁判は、公正で ランスの下での 国民の皆様の期 四〇年間に及 法律審 ば悩みつつ向き合って来たというのが実感です。(持ちが離れませんでした。一件、一件のそれぞれ としての判断をさせていただくことにまことにお 待が大きいことを改めて感じさせられています。 司法として、 特に最高裁判所に対しては、 ぶ弁護士生活を経て約三年前に就任しましたが、 社会常識にかない、 あるべき役割を果たすことについて 司法の三権のチェック・アンド・ しかも迅速であることが求 「憲法の番人」とし 一件のそれぞれ

略



昭和一七年一二月二七日生

御厨小・協和中

略

歴

·足利高校

昭和四四年

三月

中央大学法学部卒業 千葉県木更津市で出生。

県立木更津高校卒業

四五年

四七年

四月 四月

検事任官 司法修習生

以後、

仙台、

宇都宮、

横浜、

福岡各地

検、

福岡、 東京、

東京各高検、

司法研修所教官を経

国際医療福祉大学特任教授(後に客員教授) 平成一一年

四二年年

一 四 四 月 月 月

最高検検事

法務省矯正局長 法務省保護局長 奈良地検検事正

以上のほか、 社会福祉法人評議員及び会社の社機管理銀行の業務監査委員、財団 特別公的管理銀行の内部調査委

最高裁判所にお 平成二二年五月三一日 いて関与した主要な裁判 第一小法廷決定

二二年

二〇年

一 月 月

最高裁判事 弁護士登録

(第一東京弁護士会)

場で警察官を指揮していた警察署地域官及び警備員を統括して (全員一致、裁判長)。 た警備会社支社長に業務上過失致死傷罪が成立するとした 参集者が転倒して死傷した事故について、 花火大会が実施された公園と最寄り駅とを結ぶ歩道橋で多数 雑踏警備のため現

平成二三年四月二八日 第一小法廷判決

一致、 条一項による製造販売の承認に先行して当該承認の対象とな 出願の拒絶の理由とすることが許されない場合を示した た医薬品と有効成分並びに効能及び効果を同じくする医薬品に ついて同項による製造販売の承認がされていることを延長登録 特許権の存続期間の延長登録出願の理由となった薬事法一四 裁判長) 0

平成二三年六月六日 第一小法廷判決

几 じた職務命令は憲法一九条に違反しない 国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し国歌を斉唱することを命 平成二三年一一月一六日 公立高等学校の校長が教職員に対し卒業式等の式典におけ 大法廷判決 (多数意見)

裁判員制度は憲法に違反しない 平成二三年一二月一五日 刑事裁判における国民の司法参加を許容してお 第一小法廷判決 (全員一致)

ない(全員一致、補足意見付加、裁判長)。超え又はこれを濫用したものとして違法、無効であるとはいえ 治法二〇三条の二第二項が滋賀県議会に与えた裁量権の範囲を を定める滋賀県特別職の給与等に関する条例の定めは、 滋賀県選挙管理委員会の委員長以外の委員について月額報酬 地方自

裁判官としての心構え

者の声には一層重いものがあるように感じます。 裁判事としての私に課せられた使命であり、その職責の厳しく重 大であることを考えますと、 られる事実と法に照らして最も適切妥当な判断を示すことが最高 最高裁は最終審です。それだけに、最高裁の判断を求める当事 そうした声に謙虚に耳を傾け、その上で、 身の引き締まる思いがします。 証拠によって認め したがって、 ま

識するよう自己研鑽を重ねつつ、この職責を誠実に果たしていか常識あるいは良識などと呼ばれるもの)の在りどころを正しく認 なければならないと考えています。 識するよう自己研鑽を重ねつつ、この職責を誠実に果たしてい いだきながら、 これからも、 判断の「物差し」となるもの(正義、 この職務に対する「畏れ」とでもいうべき思いを 社会通念、

最高裁 判所 判

昭和一九年一〇月二日生

石川県選挙管理委員会

略



最高

裁判所判事

昭和二二年三月三一日生

略

六四五四六四四月月月月月月 四 六月 弁護士登録 東京大学法学部卒業 私立開成中学校、 東京都葛飾区に生まれ、 (第一東京弁護士会) 同高校を卒業 葛飾区立半田小学校

昭和四四年

司法研修所民事弁護教官 最高裁判所司法修習委員会幹事 日本弁護士連合会常務理事 日本弁護士連合会知的所有権委員会委員長 法務省新司法試験問題検討会委員

平成一一年

一 一 一 八 六 五 年 年

一三年 一〇年 五年

平成

四七年 四五年

昭和四七年

四月

判事補任官 法学部を卒業

その後、

東京地裁、

最高裁人事

昭和四九年

五六年

法務省民事局勤務となり、

在オランダ

大阪地裁で勤務。

までそこで過ごし、上京後、 現在の北海道伊達市で生まれ、

を経て、東京大学、世田谷区立松沢れ、小学六年の夏

中学校、

都立戸山高校を経て、

五七年

四月

判事任官

京都地裁において勤務

調査官、

最高裁秘書課長兼広報課長を務め 以後、最高裁行政局課長、最高裁

最高裁判所判事 最高裁判所司法修習委員会委員 日本弁護士連合会法科大学院センタ

二 二 一 一 一 五 年 年 二 二 月 月 月

東京高裁判

甲府地家裁所長

最高裁民事局長兼行政局長

六月

最高裁判所において関与した主要な裁判

法人税法違反被疑事件で三人を超える数の弁護人を選任する 平成二四年五月一〇日 第三小法廷決定

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事

仙台高裁長官 最高裁首席調査官

平成二三年三月二三日

事情があるとした(全員一致、裁判長)。 誤っているとした(全員一致)。 た保管検察官の処分が同法四条二項四号及び五号の解釈適用 ことについて、これを認めるべき刑事訴訟規則に定める特別の 刑事確定訴訟記録法に基づく判決書の閲覧請求を不許可とし 平成二四年六月二八日 第三小法廷決定

なかったとはいえず、

憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた。

もつ

んとはいえず、憲法一四条等に違反するとはいえないこれらは、憲法上要求される合理的期間内に是正がされ

憲法三一条等の関係諸規定に違反せず、

合憲

大法廷判決

第二小法廷判決

補 足 れ

区選挙の区割基準のうちのいわゆる一人別枠方式及びこの基準

平成二一年八月三〇日施行の衆議院議員総選挙当時、

小選挙

に従って作成された選挙区割りに関する公職選挙法の定めは、

定を違憲とし、いわゆる事情判決の法理によって請求を棄却して国民に対する説明を怠っているのであるから、右定数配分規抜本的な改革を怠り、また抜本的改革がなされないことについ度の著しい不平等状態に至っていたにもかかわらず、立法府は た上で、主文において本件選挙が違法である旨を宣言すべきで 選挙法一四条、別表第三の参議院(選挙区選出)議員の議員定平成二二年七月一一日施行の参議院議員通常選挙当時、公職 あるとの反対意見を述べた。 数配分規定は多数意見が指摘するような違憲の問題が生ずる程 平成二四年一〇月一七日 大法廷判決 を放棄する旨の議会の議決の適否は、制度の趣旨等を総合考慮 である(全員一致)。 を違法とした高裁判決を破棄して差し戻した(多数意見、 して判断すべきであるとして、その判断基準を示した上、 平成二四年四月二三日 (多数意見) 平成二三年一一月一六日 住民訴訟の対象とされている地方公共団体の損害賠償請求権 裁判員制度は、

債務者(破産者)の有する債権(受働債権)と相殺することは 意見付加、裁判長) ないで締結した保証契約に基づき破産手続開始後に債務を弁済保証人が、主たる債務者の破産手続開始前にその委託を受け した場合に、保証人が取得する求償権を自働債権として主たる 平成二四年五月二八日

を合理的に推認させる易合に表った。
訴事実と相当程度類似することからそれ自体で犯人であること
訴事実と相当程度類似することからそれ自体で犯人であること 平成二四年一〇月一七日 前科証拠を被告人が犯人であることの証明に用いることがで 大法廷判決

衡は、違憲状態であった。もっとも、これを前記選挙までに改出議員の定数配分規定の下における選挙区間の投票価値の不均平成二二年七月一一日施行の参議院議員選挙当時、選挙区選 違憲ということはできない(多数意見、 正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるとはいえず、 平成二二年七月一一日施行の参議院議員選挙当時、 補足意見付加)。

り、勇気を持って決断する、こうした姿勢で一つ一つの事件を誠かれた態度で様々な意見に耳を傾け、最後までより正しい道を探

がその職務であると考え、実践しております。

具体的な事件の処理に当たっては、

物事の多面性を踏まえ、

及びその他の法令の解釈適用を行うことで正義の実現を図ること

ることのないよう常に自戒をしながら、自らの良心に従官の職務には、最初は戸惑いもありました。現在では、

)ながら、自らの良心に従って憲法)ありました。現在では、独善に陥特定の依頼者を前提としない裁判

といったものであるのに対し、

を前提に、

その権利の実現を図ることにより正義の実現を目指す

法的な枠組みの中で、特定の依頼者 弁護士として様々な事件に関与して

許されない(全員一致、

補足意見付加、 第二小法廷判決

裁判長)

平成二四年九月七日

きました。

弁護士の活動が、

就任するまで約四〇年間、

多様化と裁判の役割の重要性を改めて感じています。 は僅かですが、様々な分野にわたる数多くの事件に触れ、

最高裁判事に就任して約一〇か月であり、関与した著名事件

社会の

バル化、 果たしていく覚悟です。 裁判官としての心構え 最終審としての判断の重さを自覚し、 です。一つ一つの事件に謙虚に向き合い、実証的に検討し、何柔軟な発想と広い視野を忘れず、時代の要請に応えていく所可法による適正な解決が求められてきています。将来を見据れ化、価値観の複雑多様化等が見られ、新しい紛争、事件が起んしていく覚悟です。我が国社会は「矛重イスと 緊張感をもって職責を

判所判

昭和二一年八月二五日生

略

判所

昭和二三年一月九日牛

判事補に任命され、以後、 t立日比谷高校、東京大学法学部を卒業。大阪学芸大学附属中学校(天王寺)、東i市生まれ。以後、東京都、大阪市で過ご 東京地裁、札幌地

法務大臣官房秘書課長 参事官、第四課長、第 法務省大臣官房司法法制部長 大使館一等書記官をはさんで、法務省民事局 第四課長、第三課長、第一課長

平成一〇年

三年 一七年

二二九七一二六月月月月月月月 法務省民事局長

一九年

最高裁判所にお 平成二三年三月二三日 いて関与した主要な裁判

三年 二二年 二〇年

界を超えた違 れていない段 区間の投票価 人別枠方式) あるとの訴えについ 平成二三年 平成二二 年 に従って区割りを定める公職選挙法による小選挙 階には至っていないとした(多数意見) 憲状態にあるが、合理的期間内における是正がさ 一〇月二五日 第三小法廷判決 値の不均衡は、投票価値の平等の要求に反し、 われた衆議院議員総選挙が違憲、 当時の区画審設置法の定める基準(一

いえず、憲法上の問題がないとは言い切れないとする個別意見い現状では合理的な仕組みとして機能し続ける保障があるとはがその対象となるのかを法律で基準を示して明らかにしていな付を支給されないと解されるとした。ただし、どのようなもの を付した(全員一致、意見付加) 合には「単独 平成二三年 健康保険法 であれば保険診療となる療法」についても保険給の規定によると、いわゆる混合診療が行われた場 一〇月三一日 第三小法廷決定

たところ、別 て走行中の車両に追突して海中に転落させ、同飲酒により酩酊状態で自動車を高速運転し、 の子供を死亡させた事案について、 (懲役二〇年) 飲酒によりな 平成二三年 インターネット の者がこれを利用して著作権の侵害を生じさせた 一二月一九日 第三小法廷決定 とした(多数意見、裁判長) を通じてファイル共有ソフトを公開、提供 、危険運転致死罪が成立する転落させ、同乗していた三人高速運転し、前方注視を怠っ

裁判官としての

供者には幇助とするに足る認識が欠けていたとして、無罪であ

として著作権法違反の幇助に問われた事案について、

ソフト提

るとした (多数意見)

えている。

「おいま裁判を担当するに当たって心がけるべきことであると考が、いま裁判を担当するに当たって心がけるべきことであるとと人の権利・義務を位置づけていくかを見誤らないようにすることはの新しい要素、この二つにどう折合いをつけ、この社会で個々きている。時代を通じて変わりのない理とこのような時代ならできている。 ど様々な事情をのりこえて参加していただいた多くの方々の真摯地裁の所長として裁判員裁判の発足にかかわったが、悪天候な いる。近代国家をめざして舵を切ってから一五〇年、戦後を規定かわる人々の正義への思いに応えることの難しさを日々痛感して就任以来二年が経過しようとしているが、それぞれの事件にか 発展とともに築きあげてきた社会が厳しく試される時期になって 環境等が大きく変化する中で、二つの大震災に見舞われ、経済のしてきた東西の壁の崩壊を目撃してからも二〇年経った今、国際

りたいとの思いを忘れないようにしていきたい。な姿勢に強く印象づけられた。これに応えられるだけの司法で、

最高裁判所裁判官国民審查

白色の投票用紙

やめさせた方がよいと思う

裁判官には × を記入

石川県選挙管理委員会

略



昭和二〇年二月一五日生

事

四 四月 判事補任官 名古屋市に生まれ、 東京大学法学部を卒業 東京地裁、 市内の 新潟地裁等に勤務

高校を経

昭和四五年

平成

一一一 八四三九七年年年年

水戸地裁所長

最高裁刑事局長兼図書館長

平 成

九六四年年年一

東京高裁(事務局長)東京地裁(部総括)

平成

一二年

八 六 四年 年

三 四月

判事再任

昭和五七年

四月

判事任官 裁判所書記官研修所(教官)

京地裁、最高裁(経理局課長)

支部、那覇地裁等に勤務

昭和四七年

四月

判事補任官 東京地裁、福島地家裁会津若松

昭和五〇年

四四

国立東京大学(法学部)に学ぶ。

まれ育ち、

まれ育ち、区立緑ヶ丘小、区立十中、都立戸東京都目黒区において洋服仕立業の家庭に生

山高、

判事任官 最高裁上席調査官 兼広報課長 最高裁刑事局課長、最高裁秘書課長 東京地裁、 名古屋地裁、 司法研修

東京地裁所長 東京高裁判事 広島高裁長官

二〇年 九年一 一 一 二 〇 一 九 八 四 月 月 月 月 月 月 月 **--** --最高裁判事 東京高裁長官

二年

一八年 四年

六月 七月 一月

最高裁事務総長 最高裁(経理局長、

平平平平平成成成成成成

二二年

最高裁判事

最高裁判所において関与した主要な裁判 平成二二年三月一五日 第一小法廷決定

最高裁判所において関与した主要な裁判

平成二三年三月二三日

て、投票価値の平等の要求の観点から、区割基準規定のい平成二一年八月施行の衆議院の小選挙区選出議員の選挙に

法一四条一項に違反するとはいえないとした (多数意見) ていたが、なお合理的是正期間を経過しているとはいえず、

平成二四年一〇月一七日

平成二二年七月施行の参議院の選挙区選出議員の選挙に

選挙区間の定数配分の「選出議員の選挙につい

大法廷判決

投票価値の平等の要求の観点から、

二 平成二三年三月二三日 為者が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、 平成二一年八月施行の衆議院小選挙区選出議員の選挙につ 名誉毀損罪は成立しないとした(全員一致、裁判長) 根拠に照らして相当の理由があると認められるとき ネットのホームページに他人を中傷する書き込みを 雑誌等の表現媒体を用いた場合と同様に、 大法廷判決 確 行

三 平成二三年六月六日 第一小法廷判決 一人別枠方式を廃止し、投票価値の平等の要請にかなう立法的状態に至っていたとし、合理的期間内に、できるだけ速やかに値の最大較差が二・三倍となっていたのは憲法の要求に反するが導入された当時の合理性は失われており、選挙区間の投票価 措置を講ずる必要があるとした(多数意見) 地方に議席を手厚く配分するいわゆる一人別枠方式はそれ-成二一年八月施行の衆議院小選挙区選出議員の選挙につい

数意見)。 平成二三年一一月一六日 大法廷判決

はいえず、憲法一四条一項に違反するとはいえないとした(多定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものと不均衡は違憲状態に至っていたが、なお選挙までの間に配分規

唱することを命じた職務命令に反して起立しなかった教諭に対公立中学校の卒業式等の式典において国歌斉唱の際に起立斉 則が確保されているので、憲去こ皇え、こ、、こ、対の諸原判員制度は憲法の定める適正な刑事裁判を実現するための諸原判員制度は憲法の定める適正な刑事裁判を許容しており、裁 平成二三年六月一四日 第三小法廷判決

じた職務命令が思想及び良心の自由を保障する憲法一九条に違国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し国歌を斉唱することを命

公立高等学校の校長が教職員に対し卒業式等の式典における

反しないとした(多数意見、

平成二三年一一月一六日

大法廷判決 裁判長)。

裁判員制度は裁判所において裁判を受ける権利を侵害する

裁判官の独立を侵すものでもないなどとして、

憲も

平成二三年一〇月二五日

第三小法廷判決

する戒告処分に違法がないとした(多数意見、補足意見付加)

付は行えないとした(全員一致、補足意見付加、 合は、同法上、保険診療に相当する診療部分についても保険給 康保険法における保険外併用療養費の支給要件を満たさない場保険診療と自由診療を併用するいわゆる混合診療につき、健 平成二三年一二月一九日 第三小法廷決定 保険診療と自由診療を併用するいわゆる混合診療につき、 裁判長)

五 平成二四年二月一三日 第一小法廷判決

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに

法に違反しないとした (全員一致)。

のではなく、

た第一審の無罪判決を破棄した控訴審の判決を破棄し、

第一審

理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わっ は、第一審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合

の無罪判決を維持した(全員一致、補足意見付加)

平成二四年一〇月一七日 大法廷判決

平成二二年七月施行の参議院議員選挙について、

選挙区間の

た事案について、幇助罪が成立するとの反対意見を述べた。 が、これを利用して著作権違反を犯した正犯者の幇助に問われファイル共有ソフトWinnyをネット上で公開提供した者

裁判官としての心構え

まずは、

判断は公正

る程度の著しい不平等状態に至っていたとした(多数意見)。投票価値の最大較差が五倍となっていたのは違憲の問題が生ず

組みを続けていかなければならないと念じています。 判官としても、 の裁判への高い志と、真摯な取組みなどに支えられています。 平成二一年に開始された裁判員制度は、 不偏、廉潔、 洞察を深めながら、 司法の拠り所となる国民の信頼に応えるため、 謙譲の志を保ち、 個々の事件の適正な解決に向け 件の適正な解決に向け誠実な取る国民の信頼に応えるため、公る国民の信頼に応えるため、公みなどに支えられています。裁別度は、裁判員になられる方々

く受け止め、 最高裁の裁判官としても、 一層の自戒と更なる精進に努めなければならないと 最終審の役割と責任を重

このことを常に意識した上で公平・誠実を旨として審理裁判をし

これからも同じ気持をもって務めていきたい

これまでの約四○年に及ぶ地裁、

高裁の裁判官生活において、

てきたつもりです。

切妥当に解決し、

ひいて国民生活の安定に寄与することにあるといいの時代にあっても、一つ一つの事件を適

裁判官としての心構え

判所判

昭和二二年三月一〇日生

判所判事

昭和二三年八月二六日牛

法務省訟務局参事官 検事任官 那覇、千葉、 福島各地検等に勤務

一四六四四月月月月月 最高検検事 預金保険機構特別業務部長法務省訟務局租税訟務課長 法務総合研究所総務企画部長 東京地検公判部長

二九四月月月 七月 最高検総務部長 最高検公安部長 法務省矯正局長 宇都宮地検検事正 (心得の期間を含む)

平成

平成二四年平成二三年 平成二二年 一九年 九 亜細亜大学法学部教授 検事長に任命され、名古屋高検、 法務総合研究所長 (二三年八月退官)

東京高検に

平成二四年 一〇月一七日

兀

最高裁判所にお いて関与した主要な裁判

うことはできない(多数意見) ず、上記規定が憲法一四条一項等に違反するに至っていたといしなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえ おける投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平成二二年七月施行の参議院議員通常選挙当時、選挙区間に 平等状態に至 平成二四年九月一八日 っていたが、 第二小法廷決定 上記選挙までの間に上記規定を改正

罪とした一、二審判決を維持し、上告を棄却(全員一致、裁判別公務員暴行陵虐致傷罪に問われた事件について、警察官を無警察官の取り押さえ行為につき、付審判請求が認められ、特 平成二四年· 九月一九日 第二小法廷決定

告の損害賠償請求を認容するとともに、中間判決後の被告の主切り餅に入れた「切り込み」の特許権を侵害されたとする原

張を時機に遅れたものとして認めなかった原審の判断を是認

裁判官としての

上告を棄却

す影響が広く大きいものであることを実感し、一件一件に力を注がなければならないこと、是 与しておりませんが、事件には当事者の思いが込められており、 き締めております。 最高裁判事に就任して日が浅いため、著名事件にはそれほど関 最高裁の判断 あらためて心を引 最高裁の判断の及ぼ

たっては、当事者の主張に虚心に耳を傾け、 心身の健康を保持することに努め、そして、裁判にあ 事実に対しては謙虚

可はなるでで、中央大学大学院法学研究科を修了中央大学大学院法学研究科を修了れた。県内の高校を経て、

最高裁判所裁判官国民審查

白色の投票用紙

やめさせた方がよいと思う

裁判官には × を記入